

尾張旭市監査公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき実施した行政監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

平成29年3月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

## 行政監査報告書

### 第1 監査の種類

地方自治法第199条第2項に基づく監査（行政監査）

### 第2 監査のテーマ

随意契約について

### 第3 監査の目的

地方公共団体における契約の締結は、一般競争入札によることを原則とし、随意契約については、「政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる」と規定されています。一般的に随意契約は、事務手続が簡略で、契約の目的や内容に照らし、それに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定することができる反面、契約の相手方が一部の者に偏重するおそれがあります。

そこで、前回の監査から約6年が経過した現在において、随意契約に係る事務が法令、規則等に基づき適正に実施されているか把握することにより、事務の適正化への取組を確認するとともに、適法性、経済性、効率性及び有効性について検証することを目的としました。

### 第4 監査の対象

調査の対象は、平成27年度に執行した一般会計、特別会計及び公営企業会計における随意契約による契約事務としました。

### 第5 監査の期間

平成28年11月28日から平成29年2月28日まで

### 第6 監査の方法

監査資料及び関係書類の提出を求め、書面による調査を行うとともに、必要に応じ職員から説明を聴取するなどの方法により実施しました。なお、調査・分析のため平成28年度分（平成28年9月30日までに契約を締結したもの）についても関係書類等の提出を求めた。

### 第7 監査の着眼点

監査の実施に当たり、次の事項を基本的な着眼点としました。

- ① 随意契約を採用するに当たり、随意契約を採用した理由及び契約の相手方を選定した理由は明確にされているか。

- ② 契約金額が 30 万円を超える随意契約については、仕様書・設計書等により適切に予定価格が定められているか。
- ③ 契約保証金の取扱いは適正に行われているか。また、契約保証金を免除する場合には、その理由が明確にされているか。
- ④ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号又は地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 1 号による 1 者随意契約を採用した場合に、妥当性を判断するに足りる適切な理由となっているか。
- ⑤ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号又は地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 3 号の規定による特定随意契約の対象となる場合には、尾張旭市特定随意契約事務取扱要領の規定により、契約件名等の公表の手続きを行っているか。

## 第 8 監査の概要

### 1 契約件数

平成 27 年度の総契約件数 1,711 件のうち随意契約は、1,416 件で、その割合は、総契約件数の 82.8%となっています。

(単位：件、%)

契約方法	一般競争入札	指名競争入札	随意契約	合計
件数	215	80	1,416	1,711
割合	12.6	4.7	82.8	100.0

※ 比率は、小数点第 2 位で四捨五入していますので、端数整理の関係上、合計と内訳の計が一致しない場合があります（以下同じ。）。

### 2 随意契約の概要

- (1) 随意契約の件数を契約の種類別にみると、委託が 625 件と最も多く、44.1%を占めています。次いで修繕の 369 件で、26.1%を占めています。

(単位：件、%)

契約の種類	件数	割合
工事又は製造の請負（印刷製本費を含む）	256	18.1
修繕（需用費（修繕料）に限る）	369	26.1
物品の購入及び賃貸借	166	11.7
委託（役務費（手数料）を含む）	625	44.1
合計	1,416	100.0

- (2) 随意契約ガイドライン（平成 23 年 4 月 1 日施行）において、随意契約の適正な運用のための指針として、予定価格が尾張旭市契約規則（以下「契約規則」という。）第 25

条に定める契約の種類ごとの額以下の場合、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号から第 9 号までのいずれかに該当する場合であっても、第 1 号を適用することとしていることから、第 1 号の「少額な契約」を随意契約の根拠・理由としたものが 1,078 件と最も多く、76.1%を占めています。次いで第 2 号の「その性質又は目的が競争入札に適しない」を理由としたものが 285 件で、20.1%を占めています。

(単位：件、%)

根拠法令	件数	割合
第 1 号 (少額な契約 (規則で定める金額以下))	1,078	76.1
第 2 号 (その性質又は目的が競争入札に適しない)	285	20.1
第 3 号 (特定随意契約)	28	2.0
第 5 号 (緊急の必要)	0	0.0
第 6 号 (入札に付することが不利)	20	1.4
第 7 号 (時価に比して著しく有利な価格)	3	0.2
第 8 号 (入札者がいない又は再度入札で落札者がいない)	2	0.1
第 9 号 (落札者が契約締結しない)	0	0.0
合 計	1,416	100.0

※ 根拠法令の各号については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (公営企業においては、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項) の各号を指します。なお、第 4 号については、同号に関する規則を定めていないため、同号を根拠とする契約はありません。以下同じ。

(3) 随意契約の件数を部局別にみると、都市整備部が 579 件と最も多く、40.9%を占めています。次いで教育委員会の 250 件で、17.7%を占めています。

(単位：件、%)

部局等	工事	修繕	物品	委託	合計	割合
総合推進室	0	0	0	0	0	0.0
企画部	11	2	8	48	69	4.9
総務部	26	15	26	69	136	9.6
市民生活部	9	36	15	93	153	10.8
健康福祉部	17	6	8	96	127	9.0
こども子育て部	2	6	16	44	68	4.8
都市整備部	165	238	16	160	579	40.9
会計課	1	0	0	5	6	0.4
消防本部	1	5	5	14	25	1.8
教育委員会	23	61	72	94	250	17.7

議会事務局	1	0	0	2	3	0.2
監査委員事務局	0	0	0	0	0	0.0
合計	256	369	166	625	1,416	100.0

※ 「工事又は製造の請負」は「工事」と、「物品の購入及び賃貸借」は「物品」と表記します。以下同じ。

(4) 契約の種類別の件数を随意契約の根拠法令別に分類すると、次表のとおりとなります。

(単位：件、%)

根拠 号数	工事		修繕		物品		委託		合計
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
第1号	234	91.4	362	98.1	139	83.7	343	54.9	1,078
第2号	5	2.0	6	1.6	26	15.7	248	39.7	285
第3号	0	0.0	0	0.0	0	0.0	28	4.5	28
第5号	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
第6号	17	6.6	0	0.0	0	0.0	3	0.5	20
第7号	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	0.5	3
第8号	0	0.0	1	0.3	1	0.6	0	0.0	2
第9号	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
合計	256	100.0	369	100.0	166	100.0	625	100.0	1,416

「工事」においては、第1号の「少額な契約」を理由としたものが最も多く、256件のうち234件で、91.4%を占めています。

「修繕」においても、第1号の「少額な契約」を理由としたものが最も多く、369件のうち362件で、98.1%を占めています。

「物品」においても、第1号の「少額な契約」を理由としたものが最も多く、166件のうち139件で、83.7%を占めています。

「委託」においても、第1号の「少額な契約」を理由としたものが最も多く、625件のうち343件で、54.9%となっていますが、第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しない」を理由としたものも248件で、39.7%と比率が高くなっています。これは、契約の内容から委託先が限定される公益社団法人、医療法人、社会福祉法人等が多いことによるものです。

### 3 1者随意契約の概要

平成27年度の随意契約において1者随意契約としたものは789件で、その割合は55.7%となっています。

- (1) 随意契約において1者随意契約としたものを契約の種類別にみると、次表のとおりとなります。

(単位：件、%)

契約種別	随意契約		1者随意契約		②÷① ×100
	件数 ①	割合	件数 ②	割合	
工事	256	18.1	69	8.7	27.0
修繕	369	26.1	271	34.3	73.4
物品	166	11.7	56	7.1	33.7
委託	625	44.1	393	49.8	62.9
合計	1,416	100.0	789	100.0	55.7

契約の種類別に随意契約に対する1者随意契約の割合を見ると、「修繕」が369件に対し271件の73.4%と最も大きく、次いで「委託」の625件に対し393件の62.9%となっています。

1者随意契約とした789件を契約の種類別でみると、「委託」が393件と最も多く、49.8%を占めています。次いで「修繕」の271件で、34.3%を占めています。

- (2) 平成27年度の随意契約において1者随意契約としたものを随意契約の根拠法令別にみると、次表のとおりとなります。

(単位：件、%)

根拠号数	随意契約		1者随意契約		②÷① ×100
	件数 ①	割合	件数 ②	割合	
第1号	1,078	76.1	472	59.8	43.8
第2号	285	20.1	266	33.7	93.3
第3号	28	2.0	27	3.4	96.4
第5号	0	0.0	0	0.0	—
第6号	20	1.4	20	2.5	100.0
第7号	3	0.2	2	0.3	66.7
第8号	2	0.1	2	0.3	100.0
第9号	0	0.0	0	0.0	—
合計	1,416	100.0	789	100.0	55.7

随意契約の根拠法令別に随意契約に対する1者随意契約の割合を見ると、「第6号」及び「第8号」としたものについては100%、「第3号」としたものについては28件に対し27件の96.4%、「第2号」としたものについては285件に対し266件の93.3%

となっています。

1者随意契約とした789件を随意契約の根拠法令別でみると、「第1号」が472件と最も多く、59.8%を占めています。次いで「第2号」の266件で、33.7%を占めています。

#### 4 予定価格の作成状況

契約規則第26条により、随意契約によろうとするときは、予定価格を定める必要があります。なお、同条ただし書の規定により予定価格の決定を省略することができます。

(単位：件、%)

区分	工事	修繕	物品	委託	合計	割合
作成	182	82	58	328	650	89.3
省略	2	3	15	50	70	9.6
未作成	0	1	0	7	8	1.1
合計	184	86	73	385	728	100.0

随意契約において予定価格の作成が求められる契約金額が30万円を超える728件のうち、予定価格が作成されていないものは、8件(1.1%)となっています。

予定価格が作成されていない契約事務は、「修繕」で1件、「委託」で7件となっています。

#### 5 仕様書設計書の作成状況

契約規則第26条により、随意契約によろうとするときは、あらかじめ仕様書設計書により予定価格を定める必要があります。

(単位：件、%)

区分	工事	修繕	物品	委託	合計	割合
単価表・積算基準	152	24	12	78	266	40.9
1業者の見積	12	50	21	143	226	34.8
複数業者の見積	2	4	3	20	29	4.5
前年度の実績	14	3	15	73	105	16.2
類似業務の積算内容	2	1	1	7	11	1.7
その他	0	0	4	2	6	0.9
省略している	0	0	2	5	7	1.1
合計	182	82	58	328	650	100.0

随意契約において予定価格を定めた650件の仕様書設計書の作成根拠については、「単

「単価表・積算基準」によるものが 266 件と最も多く、その割合は 40.9%となっています。次いで「1業者の見積」の 226 件で、34.8%となっています。

「工事」においては「単価表・積算基準」によるものが 182 件のうち 152 件 (83.5%) と最も多く、「修繕」においては「1業者の見積」によるものが 82 件のうち 50 件 (61.0%) と最も多く、「物品」においても「1業者の見積」によるものが 58 件のうち 21 件 (36.2%) と最も多く、「委託」においても「1業者の見積」によるものが 328 件のうち 143 件 (43.6%) と最も多くなっています。

## 6 見積書の徴収状況

契約規則第 25 条の 2 により、随意契約による契約をしようとするときは、2 者以上の者から見積書を徴収する必要があります。なお、同条ただし書の規定において「法令によって、価格の定められているもの及び契約金額の総額が 10 万円を超えないものその他市長が特に必要でない」と認めるときは、この限りでない。」とされています。

(単位：件、%)

区分	工事	修繕	物品	委託	合計	割合
1 者	69	271	56	372	768	54.2
2 者	41	44	68	91	244	17.2
3 者	144	54	35	134	367	25.9
4 者	0	0	5	6	11	0.8
5 者以上	2	0	2	1	5	0.4
徴収なし	0	0	0	21	21	1.5
合計	256	369	166	625	1,416	100.0

随意契約 1,416 件の見積書の徴収者数については、「1 者」が 768 件と最も多く、その割合は 54.2%となっています。次いで「3 者」の 367 件で 25.9%、「2 者」の 244 件で 17.2%となっています。

「工事」においては「3 者」としたものが 256 件のうち 144 件 (56.3%)、「修繕」においては「1 者」としたものが 369 件のうち 271 件 (73.4%)、「物品」においては「2 者」としたものが 166 件のうち 68 件 (41.0%)、「委託」においては「1 者」としたものが 625 件のうち 372 件 (59.5%) となっています。

## 7 随意契約の継続性

平成 27 年度の随意契約の平成 28 年度への継続性の状況については、次表のとおりとなります。なお、平成 28 年度については、平成 28 年 9 月 30 日までに契約を締結したものを対象としています。



(単位：件、%)

区分	工事	修繕	物品	委託	合計	割合
契約の相手方が同じ	18	12	37	325	392	27.7
契約の相手方が異なる	5	0	2	23	30	2.1
同じ契約はない	233	357	127	277	994	70.2
合計	256	369	166	625	1,416	100.0

随意契約 1,416 件のうち「契約の相手方が同じ」のものは 392 件で、その割合は 27.7% となっています。

「委託」においては、「契約の相手方が同じ」としたものが 625 件のうち 325 件(52.0%) となっています。また、325 件のうち「1 者随意契約」によるものが 254 件となっています。

#### 8 契約書における契約保証金の記載

契約保証金については、契約規則第 28 条で契約書の記載事項とされています。なお、同条ただし書に契約の性質又は目的により省略することができる旨が規定されています。

(単位：件、%)

区分	工事	修繕	物品	委託	合計	割合
記載有り	135	44	30	195	404	96.2
記載無し	0	0	0	16	16	3.8
合計	135	44	30	211	420	100.0

随意契約 420 件（契約規則第 29 条により契約書の作成を省略したものを除く。）のうち契約保証金に係る事項については、404 件、96.2%が契約書に記載されています。

#### 9 契約保証金免除理由の記載状況

契約保証金については、契約規則第 32 条で契約保証金の納付を免除することができる旨が規定されています。

(単位：件、%)

区分	工事	修繕	物品	委託	合計	割合
記載有り	134	44	30	195	403	99.8
記載無し	1	0	0	0	1	0.2
合計	135	44	30	195	404	100.0

平成 27 年度の随意契約 404 件のうち契約保証金を免除したものは、403 件、99.8%と

なっています。

## 10 特定随意契約の公表の状況

地方自治法施行令第167条の2第1項（公営企業においては、地方公営企業法施行令第21条の14第1項）第3号の規定による随意契約（特定随意契約）については、契約規則第25条で定める額を超えるものは、契約規則第25条の3並びに尾張旭市特定随意契約事務取扱要領第3条及び第4条により、公表の手続が必要となります。

（単位：件、％）

区分			件数	割合
特定随意契約			66	
公表の対象となる特定随意契約			28	
特定随意契約 の手続	契約締結前の 公表	実施済み	24	85.7
		未実施	4	14.3
	契約締結後の 公表	実施済み	26	92.9
		未実施	2	7.1
公表の対象とならない特定随意契約			38	

公表の対象となる特定随意契約 28 件のうち、契約締結前の公表が行われていないものが 4 件となっていますが、そのうち 2 件が契約締結後の公表についても行われていません。

## 第9 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で効率的かつ効果的な事務の執行に努められたい。

### 1 指摘事項

- (1) 道路照明灯修繕事務（当該予算額 150 万円）において随意契約理由を第 1 号としていますが、第 1 号の「少額な契約」とは契約規則で定める金額以下のものをいいます。「道路照明灯の不良は、夜間の歩行者と運転者の良好な視覚環境に支障をきたす。事故防止の観点からその復旧は緊急性を要し、競争入札に適さない。」ことをもって第 1 号を根拠とすることは不適當です。また、単価をもって地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号による随意契約としていますが、単価契約においては、総額を対象とすべきです。
- (2) 市有地に係る測量登記事務委託の契約事務において随意契約理由を第 7 号としていますが、第 7 号の「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき」とは、「一般的には、品質、性能等が他の物件と比較して問題がなく、かつ、予定価格から勘案しても、競争入札に付した場合より誰がみてもはるかに有利な価格で契約できると判断できるときをいい、「著しく有利な価格」とは、一律に有利であ

るか否かを判断する基準を示すことは困難と思われるが、運用としては2割ぐらいが目途となる。」（「随意契約ガイドライン」抜粋）とされています。「価格に申し分がない」ことをもって第7号を根拠とすることは不適當です。

- (3) 農業用施設草刈等委託（用水路敷地）の契約事務において随意契約理由を第6号としていますが、第6号の「競争入札に付することが不利と認められるとき」とは、一般競争入札又は指名競争入札のいずれの方法による場合も、ともに不利と認められるときには随意契約によれるとするものです（「随意契約ガイドライン」抜粋）。「入札を不利」とする理由を明示することなく、第6号を根拠とすることは不適當です。
- (4) 農業用施設草刈等委託（濁池）の契約事務において随意契約理由を第7号としていますが、第7号の「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき」とは、「一般的には、品質、性能等が他の物件と比較して問題がなく、かつ、予定価格から勘案しても、競争入札に付した場合より誰がみてもはるかに有利な価格で契約できると判断できるときをいい、「著しく有利な価格」とは、一律に有利であるか否かを判断する基準を示すことは困難と思われるが、運用としては2割ぐらいが目途となる。」（「随意契約ガイドライン」抜粋）とされています。「同一場所で樹木伐採委託契約を締結しており、これと同時施工を行うことで有利な価格で業務を遂行することができる。」としていますが、「有利な価格」となることを具体的に示すことなく第7号を根拠とすることは不適當です。

## 2 意見

「随意契約ガイドライン概要版」において、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号から第9号までの見積書徴収相手方数を「1者」としてありますが、「随意契約ガイドライン」においては、見積書徴収の相手方数を「1者」と限定する記述はなく、さらに第5号の留意点として「可能な場合には、複数の事業者から見積もりを徴収するなど、経済的合理性に留意すること。」と、第6号の注釈として「施行令167条の2第2項（正しくは「第1項」）第6号は、見積相手方が1者となる場合があり同項2号と接近していると見受けられるが、同項2号は、その者しか履行できない場合であるのに対し、同項6号は履行者が極めて限定されるが、「予定価格以下」という要件等を除けば履行者の唯一性が絶対であるとはいえない場合がある。」と記載されています。「随意契約ガイドライン」と「随意契約ガイドライン概要版」の不整合については、整理を図られたい。

また、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号の「少額な契約」を随意契約の根拠とするものにおいて、1者随意契約とする理由を同項各号（第1号を除く）に求めることは、「随意契約ガイドライン」において見積書徴収の相手方数を「1者」と限定していないことから適切ではありません。